

議案第 27 号

寒川町印鑑条例の一部改正について

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

性的マイノリティに配慮し、価値観の多様性への対応を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例

寒川町印鑑条例(昭和51年寒川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第7号を削り、第8号及び第9号を1号ずつ繰り上げる。

第12条中「第9号」を「第8号」に改める。

第14条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に登録を受けた印鑑に係る印鑑登録原票及び印鑑登録証明書については、なお従前の例による。

寒川町印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、第5条の規定による確認をした場合は、印鑑登録原票(以下「原票」という。)に、次の各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)を登録するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 性別</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、第5条の規定による確認をした場合は、印鑑登録原票(以下「原票」という。)に、次の各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)を登録するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(原票記載事項の修正)</p> <p>第12条 町長は、印鑑登録を受けている者が、第7条第4号から<u>第9号</u>の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、職権で当該登録事項を修正するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(原票記載事項の修正)</p> <p>第12条 町長は、印鑑登録を受けている者が、第7条第4号から<u>第8号</u>の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、職権で当該登録事項を修正するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 町長は、前条に規定する印鑑登録証明書の交付に当たっては、原票に登録されている印影の写し(原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る出力装置からの打出しを含む。)について証明するほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 性別</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 町長は、前条に規定する印鑑登録証明書の交付に当たっては、原票に登録されている印影の写し(原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る出力装置からの打出しを含む。)について証明するほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p>

2 この条例の施行前に登録を受けた印鑑に係る印鑑登録原票及び印鑑登録証明書については、なお従前の例による。